

徳島県告示第五百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日	止
合同会社わんわん	徳島市南矢三町二丁目一六八	ヘルパーステーションわんわん	徳島市南矢三町二丁目一六八	訪問介護	令和七年八月二十二日	令和七年九月三十日	
社会医療法人川島会	同 北佐古一番町六一一	飛鳥指定訪問介護事業所	同 北佐古一番町六一一	同	同 九月九日	同	